

大田区立大森第七中学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。しかし、いじめは、どの学校にも起こりうるものであり、全国的に深刻な状況が続いている。

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）及び「大田区いじめ防止基本方針」（平成26年9月24日 大田区教育委員会決定）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「大田区立大森第七中学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という）を策定する。

第1 大森第七中学校いじめ防止基本方針策定の目的

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにつくるかという学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つである。

本校は、いじめのない学校の実現や、生徒の尊厳を保持する目的のもと、大田区・教育委員会、家庭、地域社会及びその他の関係機関と相互に連携して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対応のためのいじめ防止等の総合的な対策を効果的に推進するための基本的な方針を定める。

第2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

第3 いじめ防止に向けた学校の方針

いじめは、どの学校でも、どの学級でも起こりうるという認識の下、大田区・教育委員会、家庭、地域社会及びその他の関係機関と連携・協力し、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する。とりわけ、子どもの尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見、早期対応を基本として取り組んでいく。

1 いじめに関する生徒の理解を深め、いじめを許さない態度を養う

学校の教職員は、いじめ問題の解決を目指し、道徳の授業等を通じて、生徒がいじめについて深く考え理解するための取組を充実するとともに、生徒会等による主体的な取組を支援するなどして、生徒がいじめは絶対許されないことを自覚するように促す。

2 いじめられた生徒を守る

学校は、いじめられた生徒からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた生徒が安心して学校生活等を送ることができるようにするため、いじめられた生徒を組織的に守り通す取組を徹底する。

3 生徒の取組を支える

学校は、周囲の生徒がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教職員等に伝えた生徒を守り通すとともに、周囲の生徒の発信を促すための生徒による主体的な取組を推進する。

4 学校が一丸となって取り組む

学校は、いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教職員のいじめ問題に関する鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教職員個人による対応に頼るだけでなく、教職員間における情報の共有化や共通認識による指導を徹底するなど、学校全体による組織的な対応を行う。

5 社会総がかりの取組を推進する

学校は、いじめが複雑化・多様化する中、いじめ問題を迅速かつ確実に解決できるようにするため、大田区・教育委員会、保護者や地域住民及びその他の関係機関との連携を強化し、社会総がかりでいじめ問題の解決に向けて取り組むことを推進する。

保護者は、その保護する生徒がいじめを行うことがないように、当該生徒に対して規範意識を養うための指導などに努めるとともに、当該生徒をいじめから保護する必要がある。

また、保護者や地域住民は、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。

第4 学校における取組

1 学校基本方針の策定

本校は、法13条の規定及び「大田区いじめの防止基本方針」に基づき、本校のいじめ防止等の取組に関する基本的な方向や内容等について「学校基本方針」を定める。

2 組織等の設置

- (1) いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、副校長、生活指導主任、教務主任、学年主任、生活指導部、養護教諭及びスクールカウンセラー等で構成する「いじめ防止対策委員会」を設置する。
- (2) 重大事態が発生した場合には、その事態に対処し、及びその当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、大田区・教育委員会と連携し、速やかに、学校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

3 学校における具体的な取組

学校は、保護者、地域及び関係機関と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な取組を行う。

(1) 未然防止

- ・ 学校全体に「いじめる行為は絶対に許されない」という意識を高める。
- ・ 各教科等の授業における規律正しい態度や、道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等により、いじめを行わない態度を養う。
- ・ 生徒がいじめ防止について主体的に考え、生徒会が「いじめ撲滅」について啓発するよう取組を推進する。
- ・ インターネットなど、いじめの温床になる題材を校内研修で取り上げ、教職員の資質を向

上する。

- ・ インターネットによるいじめを防止するための啓発活動を行う。
- ・ 家庭訪問や教育相談、各学年毎週発行の学年通信、毎月発行の学校通信などを通じた家庭との連携協力を強化する。
- ・ 保護者や地域住民と交流を持ち、信頼関係を強化する。

(2) 早期発見

- ・ 生徒の発するいじめに関するサイン等の観察に努める。
- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握とともに、生徒がいじめを訴えやすい学校体制を整備する。
- ・ 保健室や相談室等の利用やスクールカウンセラーによる電話相談窓口の周知等による相談体制を整備する。
- ・ 生活指導部会の記録を中心に、いじめに関する情報を全教職員で共有化する。
- ・ 保護者や地域住民からのいじめに関する情報の収集に努める。

(3) 早期対応

- ・ いじめを発見した場合、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織として対応する。
- ・ いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・ いじめられた生徒の気持ちに寄り添う。
- ・ いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・ 教育的配慮の下、速やかな事実確認・調査を実施し、毅然とした態度でいじめた生徒を指導する。
- ・ 事実確認・調査を実施した記録を共有する。
- ・ いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせる取組やいじめを撲滅する取組を行う。
- ・ いじめを解決するための保護者への支援・助言を行う。
- ・ 学年便りや保護者会の開催など保護者と情報を共有する。
- ・ 関係機関や専門家等と相談・連携して対応する。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察と連携して対応する。

(4) 重大事態への対処

- ・ いじめられた生徒の安全を確保する。
- ・ いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・ いじめに関する情報を保護者等に伝えるとともに、解決に向けて連携して取り組む。
- ・ 必要に応じ、生徒や保護者等への心のケアを行う。
- ・ 関係機関や専門家等との相談・連携による対処を行う。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察との連携による対処を行う。
- ・ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施及び教育委員会が行う調査に協力する。
- ・ 重大事態発生について教育委員に報告する。

- ・ 報告された重大事態の調査結果についての区長の調査（再調査）に協力する。

（５）平成２６年度の具体的な取り組み

①いじめ問題解決に向けての学校組織

毎週火曜日３校時の生活指導部会をいじめ防止対策委員会として、校長・副校長・各学年の生活指導部・養護教諭・スクールカウンセラーの構成メンバーで、情報交換や対応策、スクールカウンセラーとの連携について話し合う。

②子どもの心サポート月間の利用

６月と１１月に実施するメンタルヘルスチェックの結果を活用し、いじめの早期発見・未然防止に務める。

③教育相談の活用

年三回（４月・７月・１２月）に実施する教育相談を活用し、生徒とその保護者の実態を把握するよう務める。必要に応じて、学年・生活指導部で対応策を検討する。

④生活のあゆみ・二行日記の活用

「生活のあゆみ」・「二行日記」を全校生徒に実施し、学校や家庭生活での悩みやいじめの問題などを訴えやすい環境を作る。毎日記入させることによって、生徒の心の変化を早期に発見できるように務める。

⑤スクールカウンセラーの活用・連携

生活指導部会でのスクールカウンセラーと教員との情報交換を行い、お互いの立場からの対応策を検討する。また、第１学年では生徒全員面接を行い、相談室に来室しやすい環境を整える。

⑥全校朝礼の活用

月一回実施している全校朝礼時に、必要に応じて校長・生活指導主任からいじめ問題などについての講話を行い、いじめをしない、させないという意識を高める。

⑦道徳授業に活用

道徳の授業で、いじめをテーマとした教材をもとに、思いやりやマナーなど相手を思いやる心の育成に務める。

⑧教職員の資質・能力の向上

いじめについての指導力向上をはかるために、以下の点を重要項目としてOJTを推進する。

- （１）いじめられた生徒の気持ちに寄り添う
- （２）報告してくれた生徒を守る
- （３）保護者との信頼関係を築く
- （４）正確な事実の確認を行い、その記録を残す
- （５）いじめられた生徒・いじめた生徒の両者の人権に配慮する。

⑨関係機関との連携

必要に応じて、児童相談所、医療機関、民生児童委員、警察などとの連携を行う。